

志摩市内地域包括支援センター運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル方式実施要領

平成 31 年 4 月 25 日

( 目 的 )

第 1 条 この要領は、志摩市が発注する志摩市内地域包括支援センター運営業務（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

( 定 義 )

第 2 条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

( 手続き開始の公告 )

第 3 条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

( 1 ) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

( 2 ) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

( 1 ) 志摩市ホームページ

( 2 ) 志摩市健康福祉部介護・総合相談支援課窓口での閲覧

( 募集要項 )

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項 目	主 な 内 容
1 業務の概要	業務名、募集の概要、委託業務、委託期限など
2 実施型式	公募型
3 参加資格	必要な参加資格
4 委託料限度額	委託料限度額

5	日程	全体スケジュール、受託候補者の決定までの手続きの流れ
6	委託の条件	委託にかかる運営、施設、人員など
7	参加申請	参加申請書類の提出方法、提出先及び提出期限
8	提案書作成方法	提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項など
9	審査方法	審査の項目・配点、審査型式、開催日時、場所など
10	審査結果	通知方法、通知時期など
11	提出書類の取扱い	開示や提案内容の取扱いなど
12	審査結果の公表及び情報公開	審査結果の公表方法、情報公開での取扱いなど
13	問合せ先	担当部署名、連絡先
14	その他	必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項など

(参加資格要件)

第5条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 志摩市内地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項及び志摩市内地域包括支援センター運營業務委託仕様書に示す業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であること。
- (2) 募集する下記の圏域内に地域包括支援センターを設置できる法人であること。
  - ア 募集圏域1・・・浜島町、磯部町圏域
  - イ 募集圏域2・・・大王町、志摩町圏域
- (3) 志摩市内に介護保険事業所を持つ法人であること。
- (4) 令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (5) 平成31年4月1日現在で志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の2507介護・福祉サービス(1福祉サービス又は2介護サービス)に登録されていること。また、参加申込みの締切日において、志摩市における一般競争入札等の指名停止の措置に該当しない法人であること。名簿に登載されていない又は締切日において、志摩市における

一般競争入札等の指名停止の措置に該当している応募者については、選定の対象外とする。

- (6) 参加申込みの締切日において、直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がないこと。
- (7) 参加申込者が、過去 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたものでないこと。
- (8) 参加申込者が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (9) 参加申込法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (10) 参加申込法人の役員等が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (11) 参加申込法人の役員等が、過去 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしていないこと。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない法人であること。
- (14) その他募集要項で示した委託の条件を満たすことのできる法人であること。

#### （失格基準）

第 6 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

#### （参加申込書の提出等）

第 7 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書（様式第 1 号）を提

出するものとする。

- 2 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

#### （参加辞退）

第8条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届（様式第3号）を志摩市健康福祉部介護・総合相談支援課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

#### （受託候補者の決定）

第9条 選定委員会は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション、デモンストレーション）等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 市長は前項の結果を志摩市介護保険運営協議会に報告し、その内容について承認を得ることにより審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求められることができる。
- 4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答しなければならない。

#### （審査結果の公表）

第10条 市長は、第9条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

#### （随意契約の締結）

- 第11条 第9条第1項及び第2項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。
- 2 第9条第1項及び第2項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結す

るものとする。

(留意事項)

第 12 条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第 13 条 本要領に定めのない事項については、委員会等において別途協議し決定するものとする。

- 2 当該文書において、本年 5 月 1 日以降の日付について「平成」表記がある場合、「令和」へ読み替えるものとする。（読み替え例「平成 31 年」は「令和元年」、「平成 32 年」は「令和 2 年」）

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 11 日から施行する。